

学生の皆さんへ

東北大学文学部・文学研究科

現在、本学学生の海外渡航については、事務局本部へ渡航前の報告を行ったうえで渡航することが可能となっております。ただし、渡航目的や渡航先の感染症危険情報レベルによっては、学部・研究科の判断により渡航が認められない場合があります。

交換留学、研究留学、ダブルディグリープログラム、インターンシップ、学会発表、語学研修等による海外渡航の予定がある方は、渡航計画を始めた段階で必ず指導教員に相談してください。

その後、事務局本部報告用の書類を作成していただきます。

なお、現在、在留資格をもっている外国人留学生の母国への渡航についても、事務局本部への渡航前の報告が必要になります

該当する学生で、母国への渡航を希望する場合は、必ず、渡航前に指導教員に相談してください。

その後、事務局本部報告用の書類を作成していただきます。

また、母国への渡航を希望する方で、留学生住宅保証制度を利用して入居している場合は、退去または入居継続について、必ず、文学部教務係に相談してください（退去する場合は渡航する1か月前には相談してください）。

母国への渡航を許可された方で、学生寮に入居している場合は、必ず、渡航前に、寮の事務室に渡航することを連絡してください。

これらの手続きには時間がかかる可能性がありますので、注意して下さい。

私的な旅行等、上記以外のケースについても事前の報告が必要になりますので、渡航を希望する場合は、必ず、渡航前に指導教員に相談してください。